

○北海道警察電話規程

北海道警察本部訓令第24号

平成21年9月28日

改正 平成24年3月23日警察本部訓令第11号、令和2年3月27日第12号

北海道警察電話規程を次のように定める。

北海道警察電話規程

北海道警察電話規程（昭和48年北海道警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第10条）

第2章 警察電話による通信

第1節 交換室（第11条－第13条）

第2節 加入電話等（第14条－第16条）

第3節 指令電話（第17条・第18条）

第4節 同報電話（第19条－第21条）

第3章 通信施設の新設等及び臨時設置（第22条・第23条）

第4章 通信施設の事故報告及び機能点検（第24条・第25条）

第5章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、北海道警察（以下「道警察」という。）における警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通信施設 警察電話による通信を行うための装置及び機器をいう。

(2) 交換室 電話交換装置及び交換取扱者の総体をいう。

(3) 指令電話 警察電話によって一斉に発信される通話による通報をいう。

(4) 同報電話 内線同報台（同報電話を送受する装置をいう。）によって行う指定した警察電話間の通報をいう。

(5) 警察電話番号簿 警察庁及び北海道警察本部（以下「警察本部」という。）発行の警察電話番号簿をいう。

（総括責任）

第3条 北海道警察本部総務部長は、道警察における警察電話による通信の運営について総括的な責任を負うものとする。

（総括管理責任者）

第4条 警察本部及び方面本部に総括管理責任者を置き、警察本部にあつては装備課長を、方面本部にあつては警務課長をもって充てる。

2 総括管理責任者は、その方面の区域内における警察電話の通信統制並びに運用に係る管理及び監督について責任を負うものとする。

（非常措置）

第5条 総括管理責任者は、天災、事変その他の非常事態又は通信施設に重大な障害が発生し、

又は発生するおそれのある場合は、警察電話による通信を制限し、又は拡張するなど必要な措置（以下「非常措置」という。）を講ずるものとする。

- 2 総括管理責任者は、非常措置を講ずる必要があると認めるときは、北海道警察情報通信部長と（方面本部の総括管理責任者にあつては、当該方面情報通信部長と）緊密な連携を保つものとする。

（管理責任者）

第6条 通信施設を設置する所属に管理責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、所属における警察電話による通信の運用に係る管理について責任を負うものとする。

（運用責任者）

第7条 管理責任者は、通信施設の適正な管理及び通信の円滑な運用を図るため、運用責任者を指定するものとする。

- 2 運用責任者には、次の各号に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職にある者をもって充てる。

- (1) 警察本部及び方面本部の課（これに相当するものを含む。）並びに北海道警察学校（以下「警察学校」という。）の部及び課 次席（これに相当する職にある者を含む。）

- (2) 警察署 副署長

- 3 運用責任者は、警察電話による通信に係る業務に従事する者を指導監督し、通信施設の適正な管理及び能率的な運用に努め、通信の円滑なそ通を図らなければならない。

（警察電話の使用基準）

第8条 警察電話による通信は、道警察の職員（以下「警察職員」という。）が警察の責務を遂行するため必要な事項をその内容としたものでなければならない。

- 2 警察職員は、警察電話又はその回線に私物の機器を接続するなど、警察電話の正常かつ能率的な運営を妨げるような行為を行ってはならない。

（警察電話の部外使用）

第9条 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び方面本部長は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者であつて警察電話を適正に使用することができるもの（次項において「部外関係者」という。）に対し、警察電話を使用させることができる。

- (1) 国又は地方公共団体の職員であつて、警察と緊密な連絡を要する職にある者

- (2) 電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人の職員であつて、警察の責務の遂行に当たって緊密な連絡を要する職にある者

- (3) 前2号に掲げる者のほか、警察の責務の遂行に当たって警察と緊急又は緊密な連絡を要する者

- 2 方面本部長は、前項の規定により部外関係者に警察電話を使用させようとするときは、あらかじめ警察本部長の承認を得るものとする。

（秘密の保持）

第10条 警察電話による通信業務に従事する者及び従事した者は、法令の定めるところにより、その業務により知り得た通信の秘密を保持しなければならない。

第2章 警察電話による通信

第1節 交換室

（交換室の設置及び呼称）

第11条 警察本部、方面本部、警察学校及び警察署（警察本部又は方面本部において次条の事務を行うこととされた警察署を除く。）に交換室を置く。

2 交換室の呼称は、交換室にそれぞれの部署名を冠するものとする。

(交換室の事務)

第12条 交換室は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 警察電話と警察電話以外の電話との間で行う通信の接続
- (2) 第4条第2項に規定する通信統制により発信の規制を受けている警察電話から他の警察電話への通信の接続
- (3) 非常措置が講ぜられた場合における必要な措置の実施
- (4) 警察電話番号その他警察電話の使用についての案内
(通話の交換方式)

第13条 通話の交換方式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動即時扱い 発信者が電話番号により電話機等を操作して、着信者の電話機又は着信交換室に接続する交換方式
- (2) 手動即時扱い 交換室が電話の申出を受け、直ちに接続を行う方式
第2節 加入電話等

(加入電話の設置)

第14条 加入電話は、警察本部長又は方面本部長が特に必要と認めた場合において所属に設置することができるものとする。

(加入電話への接続)

第15条 警察電話から加入電話へ通話する場合は、自動即時扱い通話とする。ただし、自動即時扱い通話ができないときは、交換室に申し込むものとする。

(国際電話への接続)

第16条 警察職員は、国際電話を発信しようとするときは、国際電話承認票(別記第1号様式)により、国際電話の接続に使用する警察電話が設置されている所属の長の承認を得て、対応する交換室にその旨を申し込むものとする。

2 交換室は、前項の規定による申込みを受け付けたときは、国際電話処理簿(別記第2号様式)に所要の事項を記入し、手動即時扱いにより接続するものとする。

第3節 指令電話

(指令電話の使用範囲)

第17条 指令電話は、急を要する場合に同一内容の通報を二以上の交番その他の派出所又は駐在所(以下「交番等」という。)に対して、同時に通報を行うために使用するものとする。

(指令電話の発信者)

第18条 指令電話の発信者は、警察署長とする。

第4節 同報電話

(同報電話の種類)

第19条 同報電話の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 庁内同報 重大事案が発生した場合に、当該事案内容をあらかじめ指定した警察本部内又は方面本部内の警察電話に対して一斉に通報を行うもの
- (2) 管内同報 警察署長が急を要し、又は同時に通報する必要がある場合に、管轄区域内の交番等のほか、あらかじめ指定した警察電話に対して一斉に通報を行うもの

(同報電話の発信者)

第20条 庁内同報の発信者は、警察本部の通信指令課長又は方面本部の地域課長(以下「通信指令課長等」という。)とする。

2 管内同報の発信者は、警察署長とする。

(同報電話の発信手続)

第21条 通信指令課長等は、庁内同報の発信を行うため、重大事案の種別に応じ、通報先の警察電話を内線同報台に登録しておくものとする。

2 警察署長は、管内同報の発信を行うため、管轄区域内の交番等及び警察署長が指定した通報先の警察電話を、あらかじめ登録しておくものとする。

3 通信指令課長等及び警察署長は、同報電話により通報した場合は、当該通報先の受信確認を行うものとする。

第3章 通信施設の新設等及び臨時設置

(通信施設の新設等の申請)

第22条 所属長は、通信施設の新設、増設、移設、変更若しくは廃止の必要があるとき、又は警察電話若しくは加入電話を臨時に設置する必要があるときは、速やかに、通信施設の新設等申請書(別記第3号様式)により警察本部長に(札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部長に)申請するものとする。この場合において、突発事案の発生その他緊急を要するときは、電話等により申請し、事後速やかに通信施設の新設等申請書を送付するものとする。

(部外使用電話の申請)

第23条 所属長は、第9条に規定する部外使用に関する警察電話(以下「部外使用電話」という)の新設等をする場合にあつては警察電話等申請書(部外使用)(別記第4号様式)により、移設をする場合にあつては警察電話等移設申請書(部外使用)(別記第5号様式)により警察本部長に(札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部長を経由して警察本部長に)申請するものとする。

2 所属長は、毎年度、前項の部外使用の状況を確認し、引き続き使用する必要があると認める場合は、警察電話等更新申請書(部外使用)(別記第6号様式)により毎年3月末日までに警察本部長に(札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部長を経由して警察本部長に)申請するものとする。

第4章 通信施設の事故報告及び機能点検

(通信施設の事故報告)

第24条 管理責任者は、通信施設に破損、紛失及び盗難事故があつたときは、通信施設の破損等報告書(別記第7号様式)により、速やかに、警察本部長に(札幌方面以外の方面の管理責任者にあつては、当該方面本部長を経由して警察本部長に)報告するとともに、応急の措置を講ずるものとする。

2 警察職員は、通信施設に異常があることを知ったときは、所属長を経由して総括管理責任者に報告するものとする。

3 総括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、北海道警察情報通信部長に(方面本部の総括管理責任者にあつては、当該方面情報通信部長に)連絡するとともに、緊密な連携を保ち対応するものとする。

(通信施設の機能点検)

第25条 管理責任者は、必要と認める場合は、運用責任者に通信施設の機能点検を行わせ、異常があることを知ったときは、総括管理責任者に報告するものとする。

2 総括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、北海道警察情報通信部長に(方面本部の総括管理責任者にあつては、当該方面情報通信部長に)連絡するものとする。

第5章 雑則

(警察電話番号簿)

第26条 警察電話番号簿は、運用責任者が管理するものとする。

2 運用責任者は、警察電話番号簿の紛失等を防止するため、保管状況等を常に点検するものとする。

附 則

1 この訓令は、平成21年10月13日から施行する。

2 次の訓令は、廃止する。

(1) 警察電報通信統制官の指定に関する訓令（昭和48年北海道警察本部訓令第4号）

(2) 北海道警察方面内有線模写電報取扱規程（昭和43年北海道警察本部訓令甲第21号）

3 北海道警察の事務の専決に関する訓令（昭和43年北海道警察本部訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総務部長の項中16の事項を17の事項とし、15の事項を16の事項とし、14の事項の次に次の1事項を加える。

15 警察電話による通信の運営に関して指示すること。

附 則（平成24年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

※ 別記様式は省略